

平成24年度 国民健康保険料の料率などを改定します

平成24年度の国民健康保険料の改定について、「国民健康保険運営協議会」における審議・答申を踏まえ、平成24年3月西東京市議会第1回定例会において審議され、議員修正が行われた後、可決・成立しました。

◆保険年金課 ☎(☎042-460-9822)

改定の趣旨

国民健康保険は、加入者の皆さんで支え合う制度です。その財源は、国や東京都などの公費による負担金で50パーセント、被保険者からの保険料で50パーセントによって賄うとされており、国民健康保険の財政運営は被保険者の高齢化や医療の高度化により毎年医療給付費が増加しており、経済不況の影響などにより国保料の伸びは低迷し、大変厳しい状況にあります。そのため、毎年一般会計から補てん(一般会計からの法定外繰入金)しており、厳しい運営を余儀なくされています。

平成24年度の収支状況は、平成23年度を上回る大幅な財源不足が見込まれるため、不足分の2分の1程度を一般会計からの法定外繰入金を増額し、残額分を保険料改定で賄うこととしました。平成24年度の法定外繰入金は、約24億400万円(対前年比、約4億400万円の増)となり、市財政にとって、大変厳しい負担となっており、これ以上、法定外繰入金を増額することは困難な状況にあります。

この財政状況は、本市に限らず全市町村が抱えている課題であり、今後国は財政基盤の強化策として、市町村単位の運営から都道府県単位化(保険事業の相互扶助を都道府県単位とする)へ移行する法律改正を予定しているところです。

加入者の皆さんにはご負担をお掛けいたしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

■一般会計繰入金の状況

表示単位未満を四捨五入しています。

	20年度	21年度	22年度	23年度 (見込み額)	24年度 (予算額)
一般会計繰入金	20億2,921万円	24億7,311万円	29億3,962万円	27億2,515万円	31億6,831万円
うち、法定外繰入金 (赤字補てん分)	14億5,902万円(注)	18億9,737万円	22億4,257万円	20億2万円	24億388万円
上記に占める、 1人当たりの繰入額	25,963円	34,721円	40,999円	36,717円	44,294円

(注)平成20年度より75歳以上の被保険者は、後期高齢者医療制度へ移行

保険料

国民健康保険料は、加入者の皆さんが病気やけがをしたときの医療費や出産育児一時金、葬祭費などの給付に充てられる基礎賦課額(医療分)、75歳以上の後期高齢者にかかる医療制度を支援するための後期高齢者支援金等賦課額(後期高齢者支援金等分)、加入者のうち40歳以上65歳未満の方(介護保険第2号被保険者)に賦課される介護納付金賦課額(介護分)の合計額となっています。

保険料の改定内容

今回の改定は、平成22年度(医療分の一部)以来の改定であり、これまでのように、一般会計からの補てんだけでは賄いきれない厳しい状況です。

■医療分

賦課項目	料率等		増減
	改定前	改定後	
①所得割額	賦課標準額×4.5%	賦課標準額×5.41%	+0.91%
②資産割額	固定資産税額×10%	資産割廃止	(皆減)
③均等割額	被保険者数×1万7,200円	被保険者数×1万9,800円	+2,600円
④平等割額	1世帯当たり 1万1,800円	1世帯当たり 1万1,800円	(据置き)
賦課限度額	47万円	50万円	+3万円

■後期高齢者支援金等分

賦課項目	料率等		増減
	改定前	改定後	
⑤所得割額	賦課標準額×1.2%	賦課標準額×1.22%	+0.02%
⑥均等割額	被保険者数×5,300円	被保険者数×6,500円	+1,200円
賦課限度額	12万円	13万円	+1万円

■介護分

賦課項目	料率等		増減
	改定前	改定後	
⑦所得割額	賦課標準額×1.34%	賦課標準額×1.64%	+0.3%
⑧均等割額	第2号被保険者数×1万5,100円	第2号被保険者数×1万4,300円	△800円
賦課限度額	9万円	10万円	+1万円

●平成24年度税制改正

平成24年度の税制改正では、住宅用地と市街化区域農地の課税標準額を算出するにあたっての計算式に用いる負担水準について、据え置き基準が80%以上から90%以上へと変わりました。また、本則課税標準額に乗じる上限の負担水準の率が80%から90%へと変わりました。

●平成25・26年度の価格の修正

今回の評価替えの価格調査基準日である平成23年1月1日以降、市内の一部の地域で地価が下落傾向を示していたため、平成23年7月1日までの地価の下落を反映させて、評価の均衡化・適正化を図っておりますが、平成23年7月1日以降、引き続き地価が下落している地域につい

ては、平成25・26年度において平成24年度の評価額を下落修正していくこととなります。

その際の判断基準とされる地価動向の指標は、東京都地価調査価格(東京都基準地価格)の結果および不動産鑑定士による調査結果を活用していく予定です。

家屋

家屋の評価額は、固定資産評価基準を基に算出されますが、この固定資産評価基準は、評価替えの際に建築資材の価格の変動や工法の変化などを価格に反映させて改正されます。

平成23年1月1日以前の建築家屋(在来分家屋)については改正された評価基準によって評価額が見直され、これによ

保険給付費の推移

近年の医療の高度化などにより、1人当たりにかかる医療費が増加の一途をたどっており、市単位で支える国民健康保険制度の状況も大変厳しいものになっています。

■1人当たりの保険給付費の状況(一般被保険者分)

	20年度	21年度	22年度	23年度 (見込み額)	24年度 (予算額)
保険給付費	18万7,327円	20万3,741円	21万37円	21万9,226円	22万8,846円

後期高齢者支援金の状況

平成20年度から創設された後期高齢者医療制度は、75歳以上の方が加入している保険事業です。将来にわたって安心して医療を受けることができるよう、社会全体で負担し合うものです。高齢者の増加や増加している医療費を賄うため、平成24年度は後期高齢者医療保険の料金改定が決定しており、国民健康保険からも支援金分として、負担金の増額が見込まれています。

■後期高齢者支援金の状況

	20年度	21年度	22年度	23年度 (見込み額)	24年度 (予算額)
後期 高齢者 支援金	21億8,036万円	23億7,783万円	21億9,085万円	24億2,627万円	26億7,044万円

介護納付金の状況

介護保険制度の費用は、総給付費のうち国・東京都で50%、保険料で50%を賄うと政令で定められております。保険料で賄う50%のうち、各健康保険に加入している40歳以上65歳未満の被保険者(第2号被保険者)が29%(平成24年3月までは30%)を負担していただくもので、保険事業は、相互扶助の構造となっています。今年度は、介護保険制度における総給付費の増加に伴い、国民健康保険で負担する額も増加する見込みです。

■介護納付金の状況

	20年度	21年度	22年度	23年度 (見込み額)	24年度 (予算額)
介護納付金	9億1,172万円	8億6,462万円	9億1,906万円	10億2,599万円	11億1,468万円

徴収の強化

本市では、滞納者への徴収強化を図っており、平成22年度の差し押さえ状況は約2,778万円、平成23年度は約1,785万円(見込み)となっています。本市では、保険料を含む滞納者への徴収強化を図る目的で、納税課に債権回収対策担当を設置しており、今後一層の連携を図り、国民健康保険に加入されている皆さんが公平にご負担いただけるように、徴収率の向上に努めてまいります。

納入通知書の送付

平成24年度国民健康保険料の納入通知書の送付は、7月中旬を予定しています。

～非自発的失業者の方は保険料の軽減手続きを～

- 次の①から③のすべてに該当する方
- 平成21年3月31日以降に失業された方
離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで。ただし、平成22年4月以降が対象となります。
 - 離職日時点で65歳未満の方
 - ハローワーク発行の「雇用保険受給資格者証」の離職理由が次の番号の方
□特定受給資格者 11、12、21、22、31、32
□特定理由離職者 23、33、34
ただし、「特例受給資格者」、「高齢受給資格者」の方は、対象外となります。

固定資産税路線価を公開

平成24年度の固定資産税の全路線価が掲載された路線価図を公開しています。情報公開コーナー(両庁舎1階)で、ご覧ください。

□不服がある場合

固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合には、納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に固定資産評価審査委員会に対して、審査の申し出をすることができます。

◆資産税課 ☎

土地係(☎042-460-9829)
家屋償却資産係(☎042-460-9830)